

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	申請内容変更の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第 5 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第 5 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（申請の内容の変更承認等） 第 5 条 指定管理者は、条例第 3 条の規定により提出した申請書若しくはその添付書類の内容について変更しようとするとき又は指定を辞退しようとするときは、あらかじめ、指定管理者申請内容変更等承認申請書（様式第 5 号）又は指定管理者辞退承認申請書（様式第 6 号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に規定する軽微な変更をしたときは、指定管理者申請内容変更届（様式第 7 号）を、速やかに町長に提出しなければならない。 (1) 指定管理者の主たる事務所の所在地の変更 (2) 指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役その他これらに準ずるべき者の変更（合併又は分割による変更を除く。） (3) その他町長が軽微であると認める変更 2 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日